

別表第1 デジタルサイネージ設置協議対象地区（第2条関係）

協議対象地区名	御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区
---------	-------------------

別表第2 デジタルサイネージ設置基準（第4条関係）

協議対象地区名	御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮したものとする。（※1）</li> <li>設置者による内部取扱規定を設けていることとする。</li> </ul>
設置位置、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置位置は、建築物の1階まで（※2）とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。</li> <li>壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。</li> <li>壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態、意匠とする。また、窓面をふさがないように設置することとする。</li> <li>太陽光を著しく反射する恐れのないものとする。</li> <li>骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。</li> </ul>
大きさ（1か所）の基準（※3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2㎡以下とする。</li> </ul>
総量の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、2000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2000）することができる。</li> </ul>
快適な街路景観創出のための基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（※4）とする。</li> <li>自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。</li> <li>一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない。</li> <li>壁面後退部分への設置は不可とする。</li> </ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※5）</li> <li>高彩度の利用を抑えるなど、まちなみを阻害しない色彩とする。（※6）</li> <li>静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）のみとする。</li> <li>音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）</li> </ul>
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用広告物（※7）に限る。</li> <li>周辺景観に配慮したものとする。</li> <li>観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/10を超えていることとする。</li> <li>公序良俗に反しないものとする。</li> <li>見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</li> <li>人物、キャラクターの意匠は使用しないよう努める。</li> </ul>

（※1）ガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫2.6.3」を踏まえるものとする。

（※2）道路に面する部分の天井高より下の部分とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合

は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。

(※3) 大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、ガイドラインに定める「広告・サイン等の取扱い」のうち、表示面積及び設置数に関する制限の範囲内であるものに限る。

(※4) 地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置する。

(※5) 夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮する。

(※6) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※7) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物とする。

別表第3 必要な提出書類一覧（第4条―第10条関係）

第1号様式	デジタルサイネージ設置 協議申出書	正・副2部作成すること
第1号様式 の必要添付 書類	付近見取図	縮尺（1/2500以上）、方位、道路、目標となる地物を 記載すること 対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視 点場を示すこと
	配置図	縮尺（1/1000以上）方位、デジタルサイネージの配置 位置を示したもの
	立面図	縮尺（1/200以上）、立面図にデジタルサイネージ及 び広告物の設置位置を示したもの *既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠 図	デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モ ンタージュ（昼・夜）をカラー印刷したものを提出す ること
	コンテンツ計画等	コンテンツの内容がわかるものとして、映像データを カラー印刷したものを提出すること *制作会社（作成者）を記載すること
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	内部取扱規定	
	その他 市長が必要と認 めるもの	会議での審議用資料
第1―2号 様式	デジタルサイネージ設置 時 チェックシート	*全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付し て提出すること
第2号様式	デジタルサイネージ設置 協議に係る見解通知書	
第3号様式	デジタルサイネージ設置 協議に係る見解に対する 回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ変更 協議申出書	正・副2部作成すること
第4号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変 更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ

第5号様式	デジタルサイネージ変更 報告書	(※) 軽微な変更の場合
第5号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変 更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第6号様式	工事等取止届	
第7号様式	工事完了報告書	
第7号様式 の必要添付 書類	写真方向図	デジタルサイネージの設置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること *原則、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝 度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併 せて提出すること
第8号様式	調査結果通知書	
第9号様式	実績報告書	*毎年8月15日までに提出すること
第9号様式 の必要添付 書類	コンテンツ計画等	*変更協議の経過がわかるように記載すること *コンテンツの変更があった場合は、その内容がわか るものとして、カラー印刷したものを提出すること
第9-2号 様式	デジタルサイネージ運用 時 チェックシート	*全項目をチェックしたうえで、第12号様式に添付 して提出すること
第10号様式	実施計画書	*次年度の実施計画を記載し、毎年9月30日までに 提出すること
第10号様式 の必要添付 書類	コンテンツ計画等	*決定しているコンテンツについては、映像データを カラー印刷したものを提出すること
第11号様式	デザイン性に係る見解通 知書	
第12号様式	デザイン性に係る見解に 対する回答書	
第13号様式	デジタルサイネージ廃止 等届	

部数の指定がないものについては、原則1部とする。

(※) 軽微な変更の場合とは、コンテンツの変更等に伴い観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。